

げんきトリピー着ぐるみ貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康づくり文化創造のシンボルキャラクターである「げんきトリピー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しの方法等について定めるものである。

(申込み)

第2条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、別添の申込書に記載の上、健康政策課長（以下「甲」という。）に申し込むものとする。ただし、福祉保健部各課及び総合事務所福祉保健局からの希望については、口頭での申込みで足りることとする。

(貸出し)

第3条 甲は、前条の規定による申込みがあった場合で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、貸出しが適当と認めるときには、着ぐるみを貸し出すものとする。

(1) 健康づくりに関わりのあるイベント等に使用するとき。

(2) 実施するイベント等は、健康づくりに直接関わりはないが、キャラクターのイメージを損なわない範囲で使用し、健康づくりのPRに資すると認められるとき。

2 ただし、熱中症予防の観点から、熱中症注意月間中は、屋外または冷房等により室温調節がなされていない屋内での使用は、前項に該当する場合であっても貸出しを認めないものとする。

3 申込みが重複する場合は、原則として申込みが早かった順に貸し出すものとする。

4 貸出しは、無料とする。

(注意事項)

第4条 着ぐるみを借り受けた申込者（以下「借受者」という。）は、別添の「げんきトリピー使用上の注意事項」を遵守しなければならない。

2 借受者は、着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、原状に回復するための実費を甲に支払わなければならない。

(確認)

第5条 健康政策課の担当者は、着ぐるみの返却時には、貸し出した物品がすべて返却されているか、破損又は汚損がないかその場で確認するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、健康政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

げんきトリピー着ぐるみ貸出し申込書

健康政策課長 様

げんきトリピー着ぐるみの貸出しを希望しますので、下記のとおり申し込みます。

年 月 日

申込者 住所
氏 名 印
電話番号
(個人が自署される場合は、押印は不要です。)

記

貸出希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用日	年 月 日
使用目的 どんなイベント 等に使うのか。	
使用方法 どういう使い方を するのか。	

- 注1 着ぐるみを紛失し、破損し、又は汚損した場合は、返却される前に御一報ください。
- 2 着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、原状に回復するための実費を負担していただきますので、注意してください。
- 3 運送に係る経費は、すべて借受者の負担となります。

げんきトリピー使用上の注意事項

健康政策課

げんきトリピーを使用されるときは、以下の点にご注意ください。

■ 使用上の注意

- 1 大切に取り扱い、壊すことないようにしてください。（特に梨の軸と羽根の部分が壊れやすいと思いますので、十分に注意してください。）
- 2 雨や雪などで濡らさないように、また、汚さないようにしてください。
- 3 子供の集団に囲まれたり、その他何かあったときのために、必ずサポートする人を付けてください。（集団心理で、着ぐるみを蹴られたり、梨の軸や羽根を引っ張られたり、足下に潜り込まれたりされることがあります。）
- 4 サポートする人は、お客様に対して常に笑顔で接してください。また、トリピーがいじめられたときでも、大声を上げるのではなく、やさしくやめていただくようお願いするようにしてください。

■ 着用上の注意

- 1 着用すると大量の汗をかきます。汗が着ぐるみに付かないよう、必ず頭にはタオルを、手には手袋や軍手を、足には靴下を着用してください。（汗が付着するとニオイの原因となります。後で使う人のためにも特にお願します。）
- 2 人の見ている前で、着替えないでください。
- 3 着替えは、一人で行わず、別添の「トリピー着ぐるみ 着方及び取扱い注意事項」に従って、必ず誰かに手伝ってもらいながら行ってください。
- 4 ズボンの裾から足が見えないように、注意してください。

■ 動きの注意

- 1 大股で歩かないでください。（ヨチヨチ歩きが適当）
- 2 手や体の動きは、オーバーアクションでお願いします。
- 3 握手、頭や背中を撫でるなど、子供とスキンシップをとると可愛く見えます。
- 4 イメージを壊すような振る舞いはしないでください。特にお客様に怪我などを負わせることのないよう乱暴な動きはしないでください。
- 5 梨の軸が折れないよう、また人に当たらないよう注意してください。

■ その他

- 1 着ぐるみを紛失し、破損し、又は汚損した場合は、返却される前に御一報ください。
- 2 着ぐるみ本体又は付属品を紛失し、破損し、又は汚損したときは、原状に回復するための実費を負担していただきますので、注意してください。
- 3 運送に係る経費は、すべて借受者の負担となります。